

令和元年度 第1回我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会代表者会議 議事録

1 会議の名称	令和元年度第1回我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会 代表者会議
2 開催日時	令和元年7月25日(木)午後2時00分～午後4時00分
3 開催場所	我孫子市議会棟第1委員会室
4 出席者	<p>委員:15名 椎名委員(我孫子市民生委員児童委員協議会)、関根委員(千葉地方法務局柏支局)、二瓶委員(柏児童相談所)、池田委員(松戸健康福祉センター)、水田委員(我孫子市歯科医師会)、海老原委員(我孫子市私立保育園連絡協議会)、岡島委員(我孫子市私立幼稚園協会)、辻委員(弁護士)、湯下委員(我孫子市社会福祉協議会)、野田委員(我孫子市主任児童委員)、土山委員(我孫子市小中学校校長会)、佐藤委員(我孫子市小中学校校長会)、遠藤委員(教育研究所)、三澤委員(社会福祉課)、森委員(議長 子ども部長)</p> <p>講師:1名 柏児童相談所 主任上席児童福祉司(兼)調査課長 堀越 秀樹 氏</p> <p>事務局:5名 子ども相談課長 阿部政人、主査長 山口綾子、主任 山梨陽子、主任 山口道明、主任 宮路進也</p>
5 欠席者	欠席者 茅野委員、鈴木委員、菅藤委員、小池委員
6 議題	<p>(1) 平成30年度子ども虐待防止活動の報告について (2) 平成31年度地域協議会年間活動予定について (3) 講演「子ども虐待に関する国・県の動向及び市の役割について」 講師 柏児童相談所 調査課長 堀越 秀樹 氏</p>
7 公開・非公開の別	公開
8 傍聴人の数	1名
9 会議の内容	<p>1 開会 2 市長挨拶 3 委員紹介 4 議事</p> <p>(1) 平成30年度子ども相談課 実績報告(相談受付対応状況、実務者会議開催状況、個別支援会議開催状況、実務者会議と代表者会議の説明)を事務局より行った。</p> <p>(委員から質問) 佐藤委員から質問: 虐待相談経路の内、「市町村 福祉事務所」は具体的には何を指すか。 事務局から回答: 福祉事務所の定義としては、社会福祉課、障害福祉支援課、高齢者支援課に子ども相談課も含まれるが、ここでは子ども相談課に虐待相談があった経路別の件数を示しているの、子ども相談課以外の3課からの相談件数ということになる。</p> <p>佐藤委員から質問: 学校でも心配なケースがある。個別支援会議にあがる基準は何か。 事務局から回答: 我孫子市では3者以上の関係機関で会議をする場合に1件としてカウントしている。学校へ訪問して相談する場合は現状はカウントしていないが、この扱いは市</p>

町村によって異なる。今後の取扱いは変更になる可能性もある。

野田委員から質問：

平成30年度の個別支援会議開催状況の資料について、20件とされているが連番の4と5抜けている。20件で間違いはないか。

事務局から回答：資料の誤りで件数自体に影響はない。お詫びして訂正します。

(2)平成31年度 地域協議会年間活動予定について事務局より説明を行った。

5 柏児童相談所 調査課長 堀越秀樹氏より講演「子ども虐待に関する国・県の動向及び市の役割について」

【国の動向について】

- (1) 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について
- (2) 児童虐待防止対策体制総合強化プランについて
- (3) 緊急総合対策の更なる徹底・強化について
- (4) 児童虐待防止対策の抜本的強化について
- (5) 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要について

【県の動向について】

野田市の事件を受け、緊急対策を策定している。

- (1) 児童虐待防止緊急対策について
- (2) 児童相談所職員の虐待事案への対応力の向上と適切なケースマネジメントについて
- (3) 市町村への支援、関係機関との連携の強化について
- (4) 児童相談所の業務執行体制の強化について
- (5) 県民に対する広報・啓発の強化・拡充について
- (6) 要保護児童の受入体制の強化(一時保護所の増設、里親、児童養護施設の整備)について

【市の役割について】

児童相談所は基本的に虐待が発生してからの対応・支援になり、発生予防は不得手。子ども家庭総合支援拠点の設置が促進されていく中で、市町村へは虐待に至る前の身近な相談から、重症化を防ぎ、虐待の発生を予防する役割が期待されている。

(委員から質問)

土山委員から質問：

虐待を確認し、子ども相談課へ通告した場合、保護者は学校から通告があったと見当がつくため、「なぜ通告した」と問い詰められることがある。通告元を明かさないとというルールがあるのならば、「知らない」と答えなければならないのかとも思うが、実際はそうもいかないで、「傷痕等を確認したら通告しなければならぬ」と答えている。

堀越課長より回答：

現状の課題として認識している。児童相談所が通告元を明かすことはないし、近隣住民が通告した場合であれば「知らない」で通用するが、状況的に学校が通告したことが明らかなる場合があることは理解している。

実際は、その都度学校や関係機関と協議しながら対応している。学校によっては「通告したことを保護者に言いたい」という場合もある。このことは現在行っている『千葉県子ども虐待対応マニュアル』の改訂で盛り込まれる予定。

現状、手引きの中では保護者から連絡があった場合は「通告は義務です」と答えることとされているので、知らないふりはできないと思う。しかし、保護者からすれば「ということは通告したのか。先に言って欲しかった」となるだろうから、どう対応するかは学校と保護者との関係性にもよる。

土山委員より：

学校は虐待についてはアマチュアなので、対応については丁寧に説明して頂きたい。

虐待を受けて一時保護された児童が家庭に復帰する際に開催される個別支援会議に学校も参加している。会議の中で「学校も家庭訪問をして欲しい」と役割分担をされることがあるが、教育課程の関係でなかなか十分な対応ができないのが現状である。そのような中でも、できる限りの協力はしていきたいと考えている。

野田委員より:

土山委員の発言を受けて思うところだが、我孫子市はスクールソーシャルワーカー(以下、SSWという。)の活用が少ないと思う。要請がないと動けないというSSWの意見を耳にしたこともある。学校の先生に任せればかりではなく、スキルをもった職員が困難な児童や家庭にかかわる必要があるのではないか。

森議長より:

事務局にSSWの活用状況を聞きたい。個別支援会議に参加することはあるか。

事務局より回答:

具体的な会議への参加件数はこの場では回答できかねるが、昨年度は参加して頂いたことがあった。そのケースは学校から依頼された訪問相談担当教員が関わっていて、更にSSWにも介入してもらおうと学校が要請したものだ。しかし配置職員数は多くないと聞いているので、事務局としてもどの程度活用できるのか把握できていない。

土山委員より:

SSWは県の職員で東葛地区は3つの拠点校に1名ずつ、3名が配置されている。拠点校の校長に各学校の校長から依頼をして派遣してもらおう。定期的に来るわけではなく、課題が発生した場合に依頼をする。訪問相談担当教員は東葛地区の3つの拠点校の内、2校に1名ずつ、2名が配置されている。例えば不登校の児童がいる場合に訪問相談担当教員が家庭訪問し、更に環境調整の必要があればSSWに依頼をして入ってもらおうというやり方で動いている。あくまで校長が要請しないと活用できないというのが現状。

野田委員より:

我孫子市では各学校に心の教室相談員がいるし、小学校の教員と中学校の全校にスクールカウンセラーがいて、課題のある家庭に関わって相談業務を行っている。SSWは要請がないと活用できないことから実際の活動実績は少ない。皆で子どもを守るという考えで、活用していったらどうかと思う。

遠藤委員より:

虐待がある家庭では、子どもに発達特性があって子育てしづらいということがよくある。そのため、教育研究所と要対協のケースが重なっていることが多い。こうしたケースでは教育研究所のケースワーカーが他の機関と連携しているので、SSWがあまり活用されてこなかったという面もあると思う。

佐藤委員より:

学校では様々な問題が生じるので、どの機関にどのようにお願いしたら良いか迷うことがある。特別支援が必要な場合は教育研究所もあるが、指導課にも相談窓口があるので助かっている。子ども相談課も相談したらすぐに駆け付けてくれ、助言をしてもらえるので心強く感じている。

佐藤委員から質問:

我孫子市は子ども家庭総合支援拠点になっているとのことだが、そのためにこのように手厚い支援ができるということなのか。

事務局より回答:

相談を受け、関係機関との調整を行う部署を子ども家庭総合支援拠点という。今までも子ども相談課がその役割を担っていたが、昨年度までは職員の配置基準を満たしていなかった。今年度からは勤務日数を増やすなどの対策をとり、配置基準を満たしたため子ども家庭総合支援拠点となった。役割や業務の内容が変わったということではない。

佐藤委員から質問:

堀越課長の講演は大変分かりやすかった。お話しの中で、健診で虐待が見つかるという話があったかと思うが、学校の歯科検診で治療が全くされていない児童や内科健診で様子がおかしい児童が分かることがある。こうした場合、学校で把握しているものなのか、市に把握してもらって対応してもらう必要があるのか悩むことがある。

水田委員より:

歯科検診で口腔内がおかしい児童がいた場合は、「普通じゃない」という話は先生方にしている。その後の虐待の対応のことは分からない。

特別支援学校の検診をしている中で、発達障害の子は検診も満足にできないことがある。虐待があつて口腔内が汚れているのか、歯磨きが怖がるからなのかは分からないが、先生方はよく分かってくれていて助かっている。

椎名委員より:

先日、千葉県民生委員児童委員大会があつて1,200名が参加したが、その時も野田市の事件が話題になった。なぜ本児を救えなかったのか疑問に思う。1月に学校に登校しない時点で訪問はできなかったものか。1年前の代表者会議の時、我孫子警察は要請があればすぐに同行すると言っていた。私はその時に虐待の家庭には1人じゃなく3人ぐらいで訪問に行く必要がある。3人でもだめなら警察官も同行して姿を確認しなければならないと言った。児童相談所ではそういう会議をどのようにやっているのか。去年は野田市の事件のことは知らずに発言をした。しかし、事件はすでに進んでいる状態だった。児童相談所の中で何度会議をやっていたのか。助けに行かなければならないという意見は出なかったのか。冬休みの間に家庭訪問はしなかったのか。民生委員は通告や見守りはできるけどそれ以上のことはできない。何かあれば子ども相談課には報告している。一番権限のある児童相談所は動かなければならないと思う。目黒の事件のときは厚労省が動いて職員を2,000人増やすと言った。専門職を増やすという意見もあつた。48時間以内に安否確認をというが、野田市の事例は何日もたっているので残念だ。

森議長より:

本日は国や県の動向、市の役割を明確にして各機関が責任をもちながら虐待死を防いでいこうというご講演を頂いた。野田市の事件については様々な検証を経て報告書が出されると伺っている。どの程度開示できるものなのかは現時点では不明だが、事務局としては可能な限り委員の皆様へ情報をご報告していきたいと考えている。

6 その他

事務局から

令和元年度第2回代表者会議の日程について

令和2年2月20日(木)14時から 我孫子市議会棟第1委員会室

7 閉会